

☐ 額改定請求書(下の子が出生した等)

◎※印の欄は記入しないでください。

なお、支給要件の該当性を審査するため、区が必要な公簿等の確認を行なうことに同意します

提出年月日
年 月 日

研・工・未・

請求者が児童等の父又は母ならば「同一」に、そうでない場合は「維持」に○をしてください。

☐裏面メモあり

証明書类等貼付欄

※額改定請求の場合は、証明や書類の貼付は不要です。

※のりまたはセロハンテープなどで剥がれないように、しっかり貼り付けてください。

①マイナンバーカード（個人番号カード）の写し ※請求者・配偶者のそれぞれ表面・裏面

※マイナンバーカード（個人番号カード）の貼付には、「個人番号確認」と「本人確認」の2つの意味があります。「写しの貼付」又は「窓口での提示」が難しい場合はお問い合わせください。

※貼付する際、点線枠内からはみだしても構いません。

貼付欄

貼付欄

②請求者本人の健康保険証等の写し ※該当する方のみ貼付

※請求者が加入している年金が、「1. 国民年金 2. 厚生年金（民間企業、私立学校共済） 3. 未加入」の場合と、額改定請求の場合は、健康保険証等の写しの貼付は不要です。

※請求者が加入している年金が、「2. 厚生年金（国家公務員共済、地方公務員共済）」の場合で、以下の①～③に該当する場合（任意継続保険証を除く）は、請求者の健康保険証等の写しを貼付してください。①～③に該当しない場合は、「年金加入証明書（ホームページからダウンロードもしくは郵送請求）」に勤務先で証明を受けた上で、貼付してください。

①日本郵政共済組合員証

②文部科学省共済組合員証（大学等支部の記載があるもの）

③共済組合員証のうち勤務先が（地方）独立行政法人であることが明らかなもの

※健康保険証等の写しを貼付する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号・枝番を読み取れないようにマスキングしてください。

※令和6年12月2日より、健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。健康保険証がお手元にない場合は、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を貼付してください。

重要

手当は、認定請求書を提出された日の翌月分より支給されます。添付書類のご用意にお時間がかかる場合は、以下の該当項目にチェック後、認定請求書（この用紙）のみ先にご提出ください。添付書類のご提出後、審査・認定を行います。

なお、長期間、不足書類のご提出がない場合は、申請を却下させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

☐後日、「健康保険証等の写し」を提出する。

☐後日、「年金加入証明書」を提出する。

（職員記入欄）